

ニッポン・ニュー・マーケット - 「ヘラクレス」

平成 20 年 6 月 26 日

各 位

福岡県福岡市中央区大名二丁目4番22号株式会社アイフリーク代表取締役社長 永田 万里子(コード番号:3845 大証へラクレス)問い合わせ先 取締役管理部長山内 征宏電話番号 092-738-3800(代表)U R L http://www.i-freek.co.jp/

当社従業員に対するストックオプション(新株予約権)の発行に関するお知らせ

当社は、平成20年6月26日開催の第8期定時株主総会において承認されました「当社従業員に対するストックオプションとしての新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件」につき、平成20年6月26日開催の当社取締役会において、下記のとおりストックオプションとして新株予約権を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1.特に有利な条件により新株予約権を発行する理由

当社の業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的に、当社の従業員に対し、金銭の払込みを要することなくストックオプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。

- 2.新株予約権の発行要領
- (1)新株予約権の割当てを受ける者 当社従業員31名
- (2)新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 116 株とする。

なお、当社が株式分割、又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数×分割(又は併合)の比率

また、当社が合併する場合、会社分割を行う場合及びその他これらの場合に準じて新株 予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合、当社取締役会において必要と認める株式数 の調整を行う。

(3)新株予約権の総数

116個とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数(以下「付与株式数」という。)は、1 株とする。ただし、(2)に定める株式の数の調整を行った場合は、付与株式数についても 同様の調整を行う。 (4)新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否 新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しないものとする。

(5)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く)の大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その価額が新株予約権割当日の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、新株予約権割当日の終値とする。

なお、新株予約権割当後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により 行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数を切り上げる。

また、新株予約権割当後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分 (新株予約権の行使による場合を除く)を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、 調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己 株式数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処 分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」にそれぞれ読み替えるも のとする。

(6)新株予約権を行使することができる期間

平成22年7月26日から平成24年7月25日までとする。

(7)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本 金等増加限度額より上記 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(8)新株予約権の行使条件

本新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。

新株予約権者が死亡した場合は、当該割当を受けた者の相続人は当該新株予約権を行使できない。

この他権利行使条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割

当契約」に定めるものとする。

(9)譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(10)新株予約権の取得事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当該新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権者が前記(8)による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

(11)組織再編時の取扱い

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(2)に準じて決定する。

二 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

- ホ 新株予約権を行使することができる期間
 - (6)に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の 効力発生日のうちいずれか遅い日から、(6)に定める募集新株予約権を行使することが できる期間の満了日までとする。
- へ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

- ト 新株予約権の行使の条件
 - (8)に準じて決定する。
- チ 再編対象会社による新株予約権の取得事由

(10)に準じて決定する。

(12)端数の切り捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨て、金銭による調整は行なわない。

(13)新株予約権の割当日

平成 20 年 7 月 25 日

【ご参考】

- (1) 定時株主総会付議のための取締役会決議日
- (2) 定時株主総会の決議日

平成 20 年 5 月 20 日 平成 20 年 6 月 26 日

以上